

同和対策審議会

答申から50年

1960（昭和35）年に総理府の付属機関として「同和対策審議会」が設置され、内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策」についての諮問を受けました。これに対し、184回にもおよぶ審議を経て、1965（昭和40）年8月11日に答申が提出されました。

今年は、この答申が出されてから、ちょうど50年になります。

【答申の意義】

この答申は、わが国の同和対策史上、画期的な意義のあるもので、部落差別の解消は

○国民的課題である。

○国民の責務である。

という基本的な考え方が明記されました。政府が「同和問題の解決を国策として取り組む」ことを初めて確認した歴史的な文書です。

これにより国及び地方公共団体等が差別解消への取り組みを総合的かつ積極的に行うことを促しました。

そして同和問題を本的人権が侵害されているもつとも深刻にして重大な社会問題であると捉え、部落差別は、日本で作られ、温存されてきたということを明らかにしました。

さらに、部落差別は

- 客観的に存在している。
- 永久に未解決ではなく、必ず解決するが、寝た子を起こすなど自然になるものではない。
- 心理的差別と実態的差別が相互に因果関係をもち、差別の再生産、悪循環を繰り返す。

と指摘しました。

【成果と課題】

答申によつて同和行政は大きく前進し、部落差別の解消に大きな役割を果たしてきました。

そしてこの答申の内容は50年経つた現在においても人権・同和問題の基本的指針となっています。

差別をなくすまちづくりが取り組まれている一方で、インターネット上の差別、ヘイトスピーチなど新たな差別事象も発生しています。この50年といふ節目にこれまでの成果と課題を検証してみる必要があります。

はい！

消費生活相談窓口です

事例

自宅を訪問してきた業者に勧められ無料点検を受けたところ、屋根瓦が割れていると指摘を受け、「火災保険の保険金で屋根の修理ができる。自己負担はない」と言われました。50万円の契約をしましたが、本当に自己負担なく修理ができるのか不安になりました。

アドバイス

経年劣化は保険の対象外

台風、ひょう、雪害などの自然災害による住宅の損害については多くの場合、加入している火災保険などで補償されます。しかし、自然損耗や劣化は補償の対象外です。損害が保険の対象になるのか、補償される金額はどの程度なのか、必ず契約の前に加入している保険会社に問い合わせましょう。

また、工事が必要な場合でも、複数の業者から見積もりをとるなど、慎重な検討が必要です。

第1火曜日は相談と出前講座の日です。

お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

◆問い合わせ先

住民生活課（平日） ☎ 0859-54-5210

鳥取県消費生活センター（平日・土日）

☎ 0859-34-2648

☎ 0858-49-0110

八橋警察署

